

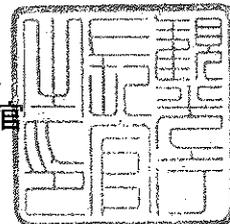


観 産 第 6 4 7 号

平成26年3月31日

都道府県知事 殿

観光庁長官



「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の  
一部改正について

標記に関し、自動車局長より旅行業者に対する周知方、依頼が参りました。

これを受け、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対して周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第2種旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者に対しても周知徹底を図ることが必要なことから、特に運賃・料金にかかる貸切バス会社の道路運送法違反に関与することのないよう十分留意することにつき、所管事業者に対するご指導方よろしくお願い申し上げます。